

大規模自然災害（激甚災害）により被災された本学学生への学費等の支援措置について

大規模自然災害（激甚災害）で被害を受けた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。聖心女子大学では、被災された世帯を対象とした授業料減免の措置を講じております。授業料減免を希望される方は、下記をご確認の上、お手続きください。

1. 対象者：

2025年度の本学新入生、本学在学の学部生、並びに大学院生で本学が支援を決定した災害救助法適用地域に、学費等納付者（父母等の保証人）の住所または職場がある方（居住地が警戒区域または計画的避難区域に指定された方も含む）。また、感染症の直接的・間接的影響により、家計が急変した世帯の方（諸条件あり）。

2. 学費減免

学費減免額は下表の通り。但し、学費減免の期間は、原則として、1年を超えない期間とします。

	収入影響あり※1)	収入影響なし
住居影響あり※2)	2025年度の学費（入学金を含む） 相当額以内の額を免除	2025年度の学費(入学金を含む) 1/2相当額以内の額を免除
住居影響なし	2025年度の学費(入学金を含む) 1/2相当額以内の額を免除	対象外

※1)学費等の納付者(父母等の保証人)の2024年の所得が災害発生前年の所得と比べて1/2以上減少、もしくは学費納入が著しく困難となったことが認められる場合です。

※2)学費等の納付者(父母等の保証人)の家屋等が全壊、大規模半壊、半壊及び福島第一原子力発電所事故により避難している方。

但し、住居影響の有無、収入影響の有無に係わらず2024年の学費等の納付者（ご父母の場合は合算により判定します）の収入が給与所得である場合は841万円以下、給与所得以外である場合は355万円以下といたします。

3. 申込手続

(1) 提出書類

- ①「学費等減免申請書」（所定の用紙）
- ②「罹災証明書」（市区町村役場、消防署などの発行）
- ③ 学生本人のご父母、又は代わりに家計を支えている方の2024年の所得に関する証明書（源泉徴収票、確定申告の写し、市区町村発行の所得証明書等）
- ④「収入影響あり」の場合は学生本人のご父母、又は代わりに家計を支えている方の災害前年度の所得が分かる書類（源泉徴収票、確定申告の写し、市区町村発行の所得証明書等）
- ⑤その他「住民票」などの書類が必要な場合があります。書類が事前に揃えられない場合についても対応できることがありますので、下記（3）までお問い合わせください。また、感染症の影響による学費減免の申請書類については別途学生生活課にお問い合わせください。

(2) 申込期間

2025年4月1日（火）～6月27日（金）

但し、2025年度内に発生した大規模自然災害（激甚災害）被災者については随時受付ます。

(3) 書類提出先及び問い合わせ先

学生生活課（3号館2階） TEL 03-3407-5093（直通）

4. その他

本制度でご不明な点、または上記支援以上の支援が必要な方に対しては、本学奨学金（貸与）や「日本学生支援機構」応急奨学金制度が利用可能となることもありますので、学生生活課までご相談ください。